

## 一般事業主行動計画

従事職員が「仕事と子育ての両立」及び「仕事と生活の調和」が図られるように職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日

2. 内 容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

(対策) 法に基づく諸制度の調査、制度に関するパンフレットを作成し職員に配布。

目標2 子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

(対策) 職員ニーズの把握及び検討、制度の導入及び職員への周知。